

参考資料

教育再生実行会議について

1. 趣旨:21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し,教育の再生を実行に移していくため,内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進。
2. 構成:会議は,内閣総理大臣,内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し,内閣総理大臣が開催。

(有識者) 座長,副座長など,合計15人

座長:鎌田 薫 早稲田大学総長

副座長:佃 和夫 三菱重工業株式会社代表取締役会長

25年1月15日 教育再生実行会議の開催について閣議決定

2月26日 第一次提言「いじめの問題等への対応について」

4月15日 第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」

5月28日 **第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」**

10月31日 第四次提言「高等学校教育と大学教育の接続・大学入学者
選抜の在り方について」

26年7月3日 **第五次提言「今後の学制等の在り方について」**

※ 小中一貫教育、小学校における専科指導の推進、教職員配置、
教員養成・採用・研修多様な人材の登用、

教育再生実行会議 第三次提言 <抄> (平成25年5月28日)

(これからの大学教育等の在り方について)

- 国は、小学校の英語学習の抜本的拡充（実施学年の早期化、指導時間増、教科化、専任教員配置等）や中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ、諸外国の英語教育の事例も参考にしながら検討する。国、地方公共団体は、少人数での英語指導体制の整備、JETプログラムの拡充等によるネイティブ・スピーカーの配置拡大、イングリッシュキャンプなどの英語に触れる機会の充実を図る。
- 国は、英語教員の養成に際してネイティブ・スピーカーによる英語科目の履修を推進する。国及び地方公共団体は、英語教員がTOEFL等の外部検定試験において一定の成績（TOEFL iBT80程度等以上）を収めることを目指し、現職教員の海外派遣を含めた研修を充実・強化するとともに、採用においても外部検定試験の活用を促進する。
- 国及び地方公共団体は、初等中等教育段階から理数教育を強化するため、専科指導や少人数教育、習熟度別指導のための教員配置や設備等を充実するとともに、スーパーサイエンスハイスクール、科学の甲子園等の総合的な取組を推進する。国は、全国学力・学習状況調査において理科の調査を定期的実施する。
- 初等中等教育を担う教員の質の向上のため、教員養成大学・学部については、量的整備から質的充実への転換を図る観点から、各大学の実態を踏まえつつ、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換、組織編制の抜本的な見直し・強化を強力に推進する。また、学生の学校現場でのボランティア活動を推進するなど、大学と学校現場との連携を強化する。

第2期教育振興基本計画(概要)

第2部今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力※を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

(※能力の例：国際交渉できる豊かな語学力・コミュニケーション能力や主体性、チャレンジ精神、異文化理解、日本人としてのアイデンティティ、創造性など)

【成果指標】

<グローバル人材関係>

①国際共通語としての英語力の向上

・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標(中学校卒業段階：英検3級程度以上、高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上)を達成した中高校生の割合50%

・卒業時の英語力の到達目標(例：TOEFL iBT80点)を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加

②英語教員に求められる英語力の目標(英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上)を達成した英語教員の割合(中学校：50%、高等学校：75%)

基本施策16

外国語教育，双方向の留学生交流・国際交流，大学等の国際化など，グローバル人材育成に向けた取組の強化

【主な取組】

16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

新学習指導要領の着実な実施を促進するため，外国語教育の教材整備，英語教育に関する優れた取組を行う拠点校の形成，外部検定試験を活用した生徒の英語力の把握検証などによる，戦略的な英語教育改善の取組の支援を行う。また，英語教育ポータルサイトや映像教材による情報提供を行い，生徒の英語学習へのモチベーション向上や英語を使う機会の拡充を目指す。大学入試においても，高等学校段階で育成される英語力を適切に評価するため，TOEFL等外部検定試験の一層の活用を目指す。

また，小学校における英語教育実施学年の早期化，指導時間増，教科化，指導体制の在り方等や，中学校における英語による英語授業の実施について，検討を開始し，逐次必要な見直しを行う。教員の指導力・英語力の向上を図るため，採用や自己研鑽等での外部検定試験の活用を促すとともに，海外派遣を含めた教員研修等を実施する。

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画

2013年12月13日
文部科学省発表

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため，小学校における英語教育の拡充強化，中・高等学校における英語教育の高度化など，小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る。

2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックを見据え，新たな英語教育が本格展開できるように，本計画に基づき体制整備等を含め2014年度から逐次改革を推進する。

1. グローバル化に対応した新たな英語教育の在り方

○小学校中学年：活動型・週1～2コマ程度

- ・コミュニケーション能力の素地を養う
- ・学級担任を中心に指導

○小学校高学年：教科型・週3コマ程度

(「モジュール授業」も活用)

- ・初歩的な英語の運用能力を養う
- ・英語指導力を備えた学級担任に加えて専科教員の積極的活用

※小・中・高を通じて一貫した学習到達目標を設定することにより，英語によるコミュニケーション能力を確実に養う

※日本人としてのアイデンティティに関する教育の充実(伝統文化・歴史の重視等)

○中学校

- ・身近な話題についての理解や簡単な情報交換，表現ができる能力を養う
- ・授業を英語で行うことを基本とする

○高等学校

- ・幅広い話題について抽象的な内容を理解できる，英語話者とある程度流暢にやりとりができる能力を養う
- ・授業を英語で行うとともに，言語活動を高度化(発表，討論，交渉等)

2. 新たな英語教育の在り方実現のための体制整備(平成26年度から強力的に推進)

○小学校における指導体制強化

- ・小学校英語教育推進リーダーの加配措置・養成研修
- ・専科教員の指導力向上
- ・小学校学級担任の英語指導力向上
- ・研修用映像教材等の開発・提供
- ・教員養成課程・採用の改善充実

○中・高等学校における指導体制強化

- ・中・高等学校英語教育推進リーダーの養成
- ・中・高等学校英語科教員の指導力向上
- ・外部検定試験を活用し，県等ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証
- ※全ての英語科教員について，英検準1級，TOEFL iBT 80点程度等以上の英語力を確保

○外部人材の活用促進

- ・外国語指導助手(ALT)の配置拡大，地域人材等の活用促進(ガイドラインの策定等)
- ・ALT等向けの研修強化・充実

○指導用教材の開発

- ・先行実施のための教材整備
- ・モジュール指導用ICT教材の開発・整備

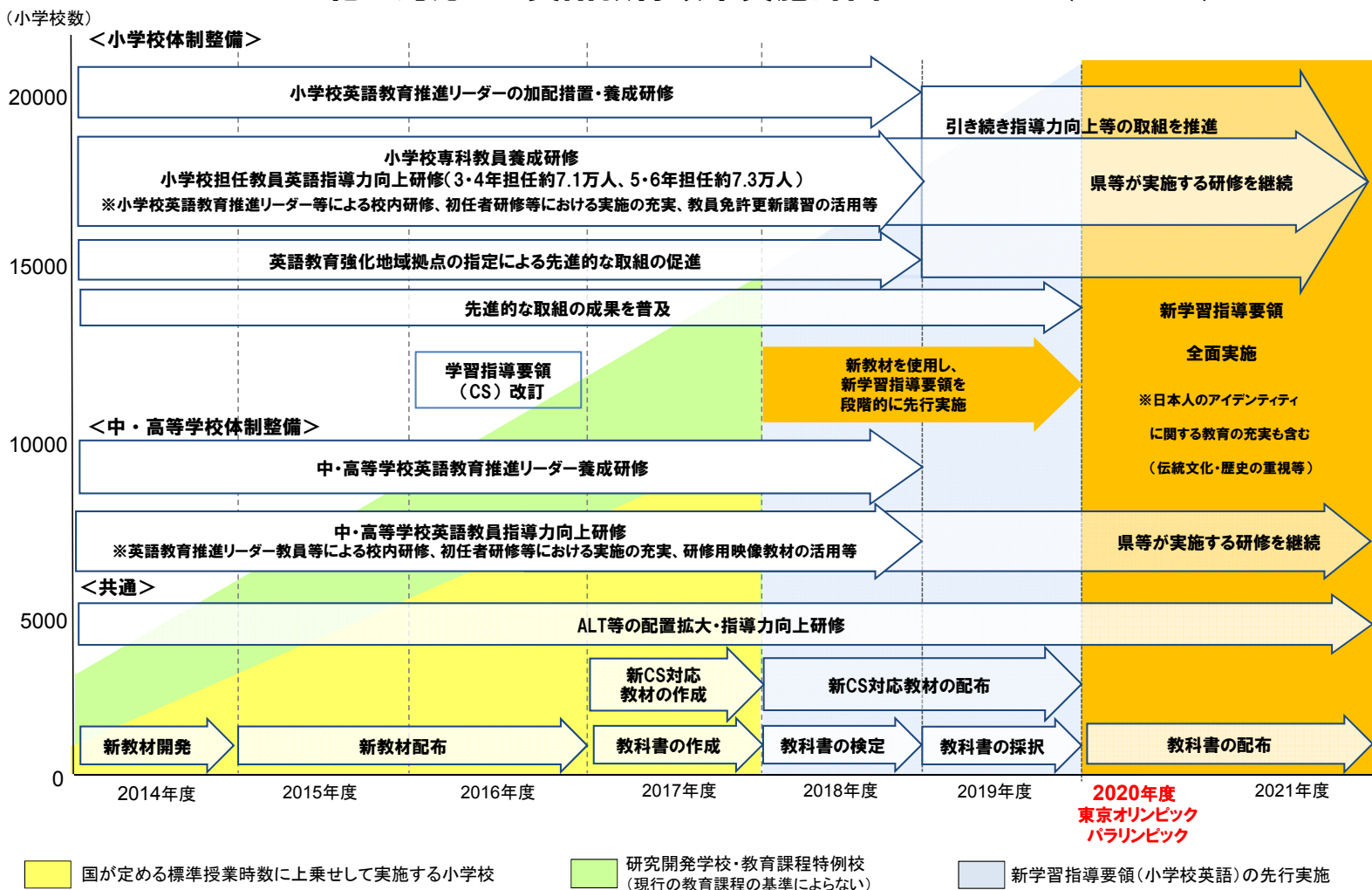
小・中・高の各段階を通じて英語教育を充実し，生徒の英語力を向上(高校卒業段階で英検2級～準1級，TOEFL iBT57点程度以上等)

→外部検定試験を活用して生徒の英語力を検証するとともに，大学入試においても4技能を測定可能な英検，TOEFL等の資格・検定試験等の活用の普及・拡大

3. スケジュール(イメージ)

- 2014年1月頃 有識者会議設置
- 2014～2018年度 指導体制の整備，英語教育強化地域拠点事業・教育課程特例校による先取り実施の拡大
- 中央教育審議会での検討を経て学習指導要領を改訂し，2018年度から段階的に先行実施
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて2020年度から全面实施

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画スケジュール(イメージ)



「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問の概要

平成26年11月20日
中央教育審議会総会
資料1-2

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

- 1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方**
 - これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために**必要な資質・能力**の育成に向けた**教育目標・内容の改善**
 - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「**アクティブ・ラーニング**」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
 - 育成すべき資質・能力を育む観点からの**学習評価の改善**
- 2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、** ※詳細については、3ページ目以降 **既存の教科・科目等の目標・内容の見直し**
- 3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策**
 - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の**カリキュラム・マネジメント**の普及
 - 「**アクティブ・ラーニング**」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の構造化（イメージ）

教育の普遍的な目的・目標

- 教育基本法に規定する教育の目的(1条)、目標(2条)等
- 学校教育法に規定する教育の目的・目標、学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲)等

時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等に伴う厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造し、未来を切り開いていく力が必要。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ◆自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力
- ◆我が国の子供たちにとって今後重要と考えられる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善等

どのように学ぶか

育成すべき資質・能力を育むための課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（「アクティブ・ラーニング」）

- ◆ある事柄を知っているのみならず、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探究し、成果等を表現していけるよう、学びの質や深まりを重視。

理念を実現する環境作り

- ◆各学校のカリキュラム・マネジメント支援
- ◆新たな学習・指導方法や評価方法の更なる開発や普及を図るための支援

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例①

グローバル社会で求められる力の育成

- ◆グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で躊躇せず意見を述べ他者と交流していくための力や、我が国の伝統文化に関する深い理解、他文化への理解等をどのように育むべきか。特に英語の能力について、例えば以下のような点をどのように考えるべきか。

- (1) 小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した具体的な指標の形式で示すこと
- (2) 小学校では、中学年から外国語活動を開始し音声に慣れ親しませるとともに、高学年では、学習の系統性を持たせる観点から教科として行い、身近で簡単なことについて互いの考えや気持ちを伝え合う能力を養うこと
- (3) 中学校では、授業は英語で行うことを基本とし、身近な話題について互いの考えや気持ちを伝え合う能力を高めること
- (4) 高等学校では、幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う能力を高めること

高等学校教育

- ◆中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これまでの関連する答申等も踏まえつつ、高校生が、**国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力を身につける**ことができるよう、例えば以下のような課題についてどのように改善を図るべきか。

- (1) 今後、国民投票年齢が満18歳以上となることなども踏まえ、国家・社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方
- (2) 日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方
- (3) より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための新たな教科・科目の在り方
- (4) より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善の在り方
- (5) 社会的要請を踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実の在り方
- (6) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等の在り方

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例②

幼児教育

- 子供の発達の早期化をめぐる現象や指摘、幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要か。

体育・健康

- 子供の体力等の現状を踏まえつつ、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を契機に、子供たちの運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うためには、どのような見直しが必要か。

特別支援教育

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。

その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

その他の課題

- 社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の充実のための方策について、関係する会議等におけるこれまでの議論の状況等を踏まえつつ、どのように考えるべきか。
- 各教科等の教育目標や内容を、初等中等教育を通じて一貫した観点からより効果的に示すためにどのような方策が考えられるか。また、学年間や学校種間の教育課程の接続の改善を図ることについて、現在中央教育審議会でご議論いただいている小中一貫教育に関する検討状況も踏まえつつ、どのように考えるべきか。

平成26年7月

英語教育の在り方に関する有識者会議 英語力の評価及び入試における外部試験活用に関する小委員会 審議のまとめ 概要

基本的考え方

- ◇ グローバル化が急速に進展し、教育界のみならず、様々な分野で英語力が求められる時代において、総合的な英語力を向上するためには、世界標準を視野に入れた目標設定を行うとともに、コミュニケーション能力に必要な「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能が総合的に育成され、普段からの学習が適切に評価されることが必要。
- ◇ このため、学習指導要領を踏まえた初等中等教育における英語教育と、高校・大学入試や卒業までの英語力の評価において、各学校の入学受入方針を踏まえつつ、英語の資格・検定試験の活用を促進する。

《参考》英語の資格・検定試験の活用に関する提言等

○教育再生実行会議第4次提言(平成25年10月)

「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」において、大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験(達成度テスト(発展レベル)(仮称))の導入に当たり、「外国語、職業分野等の外部検定試験の活用を検討する」。

○第2期教育振興基本計画(平成25年6月)16-1英語をはじめとする外国語教育の強化

(主な取組)

新学習指導要領の着実な実施を促進するため、外国語教育の教材整備、英語教育に関する優れた取組を行う拠点校の形成、外部検定試験を活用した生徒の英語力の把握検証などによる、戦略的な英語教育改善の取組の支援を行う。

(成果指標) 国際共通語としての英語力の向上

学習指導要領に基づき達成される英語力の目標(中学校卒業段階:英検3級程度以上、高等学校卒業段階:英検準2級程度～2級程度以上)を達成した中高校生の割合50%

【平成25年度大学入学者選抜における資格・検定試験の活用状況】

区分	純計	推薦入試	AO入試	一般入試
国立	16 (19.5%)	10 (12.2%)	9 (11.0%)	0 (0.0%)
公立	18 (22.2%)	15 (18.5%)	8 (9.9%)	1 (1.2%)
私立	231 (40.0%)	181 (31.4%)	125 (21.7%)	33 (5.7%)
計	265 (35.8%)	206 (27.8%)	142 (19.2%)	34 (4.6%)

【平成25年度高等学校入試における資格・検定試験の活用状況】

区分	調査対象数	調査対象校数のうち推薦入試において活用している数	調査対象校数のうち一般入試において活用している数
国立	12校 100.0%	2校 16.7%	1校 8.3%
公立	全国47都道府県 100.0%	0県 0.0%	0県 0.0%

※下段は、それぞれの区分ごとの大学数(国立:82校、公立:81校、私立:577校、計:740校)に対する割合

<文科省調査より>

具体的方策

- 学習指導要領に沿って4技能が総合的に育成されているかという観点から、生徒・学生の英語力を客観的に把握するため、
 - (1) 国による資格・検定試験団体と連携した生徒の英語力調査事業を進めるとともに、
 - (2) 4技能を測定する資格・検定試験のうち、CEFRとの関係を考慮しつつ、国内外で広く受け入れられている試験について、生徒等の英語力の評価や入学者選抜において積極的に活用を促進。
- ※ CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment「外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠」)は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、包括的な基盤を提供するものとして、20年にわたる研究を経て2001年に欧州評議会が発表。
- 資格・検定試験団体と連携した生徒の英語力調査結果を活用し、教員の指導改善、生徒等の英語力を向上。
 - ※ 平成26年度「外部試験団体と連携した英語力調査事業」を実施。生徒に求められる英語力(4技能)や学習状況について把握・分析を行うとともに、それらの結果を教員の指導の改善に生かすことにより生徒の英語力向上を図ることを目的として約8万人(約500校)を対象に実施。
- 各大学等の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)との整合性を図ることを前提に、各大学の入学者選抜における資格・検定試験の活用を奨励。このため、大学、高等学校、中学校関係者、資格・検定試験関係団体及び専門家が参画する協議会(仮称)において大学入試センター試験や各大学の個別学力検査の成績と資格・検定試験の結果を公正に比較して換算する方法等を検討。
 - ※ 資格・検定試験の活用事例としては、出願要件、いわゆる「みなし満点」、点数加算、基準点を設ける方式、判定優遇などがある。具体的な例は別紙を参照。
- 奨励に当たり、資格・検定試験活用に係る有効性や留意点などの具体的指針を検討・提示。
 - (例) 指針のポイント
 - ・ 学習指導要領に沿った4技能の能力との親和性と測定可能性
 - ・ 評価の妥当性(語彙レベル、使用言語領域、出題意図等)
 - ・ 多様な生徒・学生の能力への適合性
 - ・ 妥当な換算方法(例:出願要件、みなし満点、点数加算等)
 - ・ 受験のしやすさ(経済的状況に配慮した受験料・支援、地域バランスに配慮した実施体制、C B Tを含めた試験形態、受験回数等)
 - ・ 適正・公正な試験実施体制(試験監督、情報管理等)
 - ・ 国際的な通用性 等
- 協議会等において、前述のような指針等の検討、国際水準との関係を考慮した4技能を測定する試験としての妥当性に関する検証、効果的な活用事例を含めた必要な情報を発信。
- 今後、具体的な検討が行われる「達成度テスト(基礎レベル)(仮称)／(発展レベル)(仮称)」について具体的な検討を行う際には、前述のような取組を参考に資格・検定試験の活用の在り方について検討が望まれる。
- 大学・高校入学者選抜における英語問題の改善を図るため、前述の協議会(仮称)等において現状の英語の学力検査等の在り方の調査・分析等を行い、結果が大学・高等学校等において活用が図られるよう情報を発信。

大学入学者選抜の現状①

【大学入試の基本的な考え方】

大学がどのような選抜でどのような入学者を受け入れるかについては、各大学・学部等の入学者受入方針に基づき実施するものであり、各大学においては、入学者受入方針に基づき、その入学志願者の大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定するため、様々な取組みを実施。

文部科学省としても大学入試を実施する上でのガイドラインとして大学入学者選抜実施要項を毎年度、大学に通知し、入学者受入方針の明確化や選抜方法の多様化、評価尺度の多元化を推進。

○平成27年度大学入学者選抜実施要項(関連部分抜粋)

第1 基本方針

各大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、入学者の選抜を行うに当たり、入学志願者の大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の教育を乱すことのないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の判定に当たっては、高等学校段階で育成される学力の重要な要素(基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲)を適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

また、各大学は、当該大学・学部等の教育理念、教育内容等に応じた入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。

主な入試方法は以下のとおり。

(1)一般入試

調査書の内容、学力検査、面接・小論文等大学が適当と認める資料や方法により判定する方法。

(2)推薦入試

出身学校長の推薦に基づいて、原則として学力検査等を免除し、調査書を主な資料として、面接・小論文等を活用して判定する方法。

(3)アドミッション・オフィス入試(AO入試)

学力試験に偏ることなく、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせ、受験生の能力・適性や学習に対する意欲・目的等を総合的に判定する方法。